

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年10月5日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 中 村 昌 治

同 石 川 達

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和8年4月27日から同年10月2日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

農業委員会事務局

(2) 対象年度

令和7年度

第2 財務監査

1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、予算の執行状況を考慮し選定した。

(1) 委託料の支出に関する事務

(2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されている

	(2) 支出が適正に行われないリスク	か。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
使用料及び賃借料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

農業委員会事務局の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市農業委員会会議録作成業務委託において、見積合せの実施に当たり、採用した

1 者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和7年3月5日付け契約課長通知)は、参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1 者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかったりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2 者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮したうえで適正な予定価格を設定する旨を記載している。

今後は、参考見積書による予定価格の設定に当たっては、可能な限り参考見積書を2 者以上から徴取されたい。